

**㊟議会の議決前であるため取扱いに御注意ください。**

## 国民健康保険税率等の改定について

### 1 改定理由

国民健康保険財政の健全な運営及び国民健康保険税の負担の適正化を図るため、県の示す市町村標準保険料率等の算定を踏まえた課税額の改定等を行うもの。

### 2 令和6年度の国民健康保険税について（改定内容：裏面のとおり）

#### (1) 所得割率及び均等割額

令和4年度から愛知県から提示された標準保険料率に合わせており、令和6年度も標準保険料率に合わせるもの。

#### (2) 課税限度額

地方税法等の一部が令和6年3月末頃に改正される見込みのため、課税限度額については、現行の限度額104万円から106万円に引き上げ予定。

### 3 今後の予定

令和6年3月 3月議会で条例改正を提案

令和6年4月～5月 広報、ホームページ等により周知

### 4 施行期日

令和6年4月1日

（令和6年度第1期の国民健康保険税納税通知書は7月1日に賦課決定し、7月中旬の発送予定）

## 令和6年度改定内容

区 分	税率等	現行税率等 (5年度) (A)	改定案 (6年度) (B)	現行税率と 等額の差額等 (B - A)	(参考) 令和6年度市町 村標準保険料 率・法定限度額
医療給付費	限度額	65万円	<b>65万円</b>	—	65万円
	所得割率	6.81%	<b>8.10%</b>	1.29ポイント	8.10%
	均等割額	43,300円	<b>45,300円</b>	2,000円	45,250円
後期高齢者 支援金等	限度額	22万円	<b>24万円</b>	2万円	※24万円
	所得割率	3.23%	<b>3.54%</b>	0.31ポイント	3.54%
	均等割額	11,100円	<b>10,200円</b>	△900円	10,163円
介護納付金 (40歳～64歳)	限度額	17万円	<b>17万円</b>	—	17万円
	所得割率	2.55%	<b>2.76%</b>	0.21ポイント	2.76%
	均等割額	13,700円	<b>11,800円</b>	△1,900円	11,842円
限度額合計		104万円	<b>106万円</b>	2万円	2万円

※令和6年度の後期高齢者支援金等の法定限度額については、地方税法等の一部改正が行われた場合の値です。

※均等割額については、県の示す標準保険料率から100円未満を四捨五入します。